

令和 7 年

沖縄県商品流通調査 記入の手引き

令和 8 年 10 月

沖縄県企画部統計課

目次

I	商品流通調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	調査の法的根拠（秘密の保護）	2
3	調査対象事業所の範囲	2
(1)	自事業所生産の原則	3
(2)	仕入商品（転売品）の「そのまま」出荷除外（仕入販売の扱い） 【調査対象外】	3
(3)	賃加工事業所（受託生産）の扱い 【調査対象】	3
4	調査票の提出期限および回答方法	3
5	お問い合わせ先・提出先	4
II	調査票記入上の一般的な注意事項	5
III	調査項目別の注意事項	5
1	調査票（Excel）各入力項目（①～⑩）の詳細解説	6
2	特殊な取引形態	7
(1)	仕入商品（転売品）の「そのまま」出荷除外（仕入販売の扱い）	7
(2)	賃加工事業所（受託生産）の扱い：	7
(3)	自社直営店舗での販売分	7
(4)	自家消費（自工場内での原材料消費）	8
(5)	同一企業内の他工場・他事業所への転送	8
(6)	備考記入欄の活用（特記事項の記載）	8
IV	出荷先（沖縄県内・沖縄県外）とは	8
1	出荷先（最終消費地）とは	8
2	出荷先（最終消費地）フローチャート	8
3	製品の性質・形態に応じた最終消費地の考え方	9
4	問屋・配送センター・商社等を経由する場合（事例）	9
V	よくあるご質問（FAQ）	10

I 商品流通調査の概要

1 調査の目的

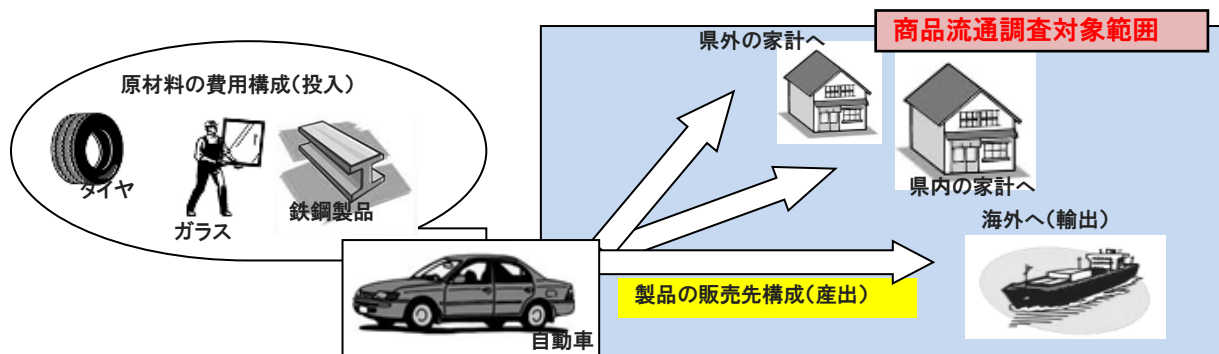
商品流通調査は、沖縄県が作成する産業連関表*作成の基礎資料とするため、地域相互における商品流通状況を目的として、5年に1度実施しています（今回は、「令和2年調査」を令和3年に実施）。

※産業連関表

産業連関表とは、ある特定の地域において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表です。

産業連関表を縦方向（列部門）にみると、その部門の財・サービスの県内生産額とその生産に用いられた費用構成の情報が得られます。また、横方向（行部門）にみると、生産及び輸移入された財・サービスがどれだけ販売されたか（販売先構成）の情報が得られます。

例えば、自動車を生産する際には、タイヤやガラス、鉄鋼製品など、様々な原材料が必要になります。産業連関表では、自動車産業をはじめとするすべての産業が購入した原材料やサービスの金額を産業別に掲載し、また、投入された原材料によって生産された製品が、どこで消費されたかを産業別に掲載しています。これを利用することによって、ある産業において生産を行った場合の他産業に対する生産波及効果を計測する、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能になります。



本調査は、貴事業所が生産された製品がどの地域で、また、どの業種で消費されたかを調査するものです。本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます（次頁参照）。

ー産業連関表の利用例ー

- 産業別の投入構造や産業と産業の結びつきが詳しくわかります。
- 特定の経済政策が各産業にどのような影響をもたらすかを分析することができます。
例えば、公共投資、IT投資などによる経済効果や、大きなイベント等による経済の波及効果などがわかります。
- 国民経済計算（GDP統計）の重要な基礎資料として利用されています。

【図1】財・サービスの流れや結びつきがわかる産業連関表

		内生部門					外生部門						
需要部門（買い手） 供給部門（売り手）		中間需要				最終需要				(控除)	(控除)	地域 内 生 産 額	
		1 農 林 水 産 業	2 鉱 業	3 製 造 業	計 A	家 計 外 消 費 支 出	消 定 資 本 形 成 費	在 庫 庫	輸 移 出	輸 移 入	輸 移 入		
内生部門	中間投入	1 農林水産業	↓列	原材料及び粗付加価値の費用構成（投入）									
		2 鉱業											
		3 製造業			生産物の販売先構成（産出）								
		〔供給される財・サービス〕	→行										
	計	E											
外生部門	粗付加価値	家計外消費支出											
		雇用者所得											
		営業余剰											
		資本減耗引当金											
		(控除)補助金											
		計	F										
		地域内生産額	E+F										

【図1の解説】：産業連関表は縦方向（費用・投入）と横方向（販売・産出）の行列で構成されています。本調査でご回答いただく調査票項目「④生産額」「⑤自工場消費額」「⑥輸出」「⑦国内向け（⑨県内・⑩県外）」は、表中の黄色枠部分「生産物の販売先構成（産出）」の基礎資料となります。

2 調査の法的根拠（秘密の保護）

本調査は、統計法及び沖縄県統計調査条例に基づき実施される公的統計調査です。ご提出いただいた調査票の記載内容は厳重に保護され、統計作成以外の目的（税務調査等）に使用されることは一切ありません。

3 調査対象事業所の範囲

「品目一覧表」に掲げる品目を生産している事業所の中から、調査対象として約400事業所を選定し調査します。（※調査対象となる品目について、県内シェアの大きい事業所から順に選定しております。）

(1) 自事業所生産の原則

本調査は事業所ごとの単体調査です。貴事業所で令和7年中（1月～12月）に実際に新しく生産・加工した製品のみが調査対象となります。

(2) 仕入商品（転売品）の「そのまま」出荷除外（仕入販売の扱い）【調査対象外】

他事業所や他社から受け入れた製品で、貴事業所で加工を行わずに「そのまま」出荷・販売したものは対象外となります。

（※「他事業所や他社」、「そのまま」の範囲の詳細は、Ⅲ - 2「特殊な取引形態」(1)参照）

(3) 賃加工事業所（受託生産）の扱い【調査対象】

他事業所から原材料の提供を受けて製造・加工のみを行い加工賃を受け取る事業所（受託生産）も対象となります。ただし、「品目一覧」や「品目例示」に「（賃加工）」と記載された品目に限られます（「（賃加工）」と記載されていない製品の受託加工については回答不要です）。

（※詳細は、Ⅲ - 2「特殊な取引形態」(2)参照）

4 調査票の提出期限および回答方法

【提出期限】令和8年11月30日（月）まで

【回答方法①】 沖縄県電子申請システムからの提出（推奨）：

以下 QR コードまたは、「6 お問い合わせ先・郵送提出先」に記載した県 HP または沖縄県電子申請サービス URL からダウンロードした調査票（Excel）に入力の上、電子申請システムに添付してご提出ください。

【回答方法②】 郵送提出：

以下 QR コードまたは、「6 お問い合わせ先・郵送提出先」に記載した県 HP の URL からダウンロードした調査票（Excel）に入力の上、印刷した調査票を同封の返信用封筒にてご投函ください。

※ 記入いただいた内容について、お問い合わせをさせていただく場合がありますので、記入された調査票は控えを取っておけますようお願いいたします。

▼沖縄県統計課 HP
（10月～調査票ダウンロードのみ）



▼沖縄県電子申請サービス
（11/1～調査票ダウンロード・オンライン提出開始）



5 お問い合わせ先・提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁 7 階）（返送封筒に印字されています）
沖縄県企画部統計課 企画分析班 商品流通調査担当

【お電話でのお問い合わせ】

TEL：098-866-2050

（受付時間：土日・祝日を除く平日 9:00～17:00 ※12:00～13:00 のお昼休みを除く）

【メールでのお問い合わせ】

E-mail：aa014001@pref.okinawa.lg.jp

※ メールでのお問い合わせの際は、件名に「商品流通調査について」とご記載ください。

※ メール送信後、3 開庁日以内に当課からの返信がない場合は、送信エラー等の可能性がございますので、恐れ入りますがお電話（TEL：098-866-2050）にてご連絡をお願いいたします。

【ホームページ・電子申請サービス】

▼沖縄県統計課 HP：https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/io/io_index.html

▼沖縄県電子申請：https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7331

※ 沖縄県統計課 HP での調査票ダウンロードは、10 月より可能です。

※ 沖縄県電子申請サービスでのダウンロード・オンライン提出は 11 月 1 日より開始します。

II 調査票記入上の一般的な注意事項

- 1 数字は算用数字（1, 2, 3...）で明瞭にご記入ください（Excel の場合は半角数字）。
- 2 金額項目（④～⑦）はすべて「千円単位」で記入し、千円未満は四捨五入してください。
（例：1,500,000 円 → 「1500」と記入）
- 3 原則として「令和7年（2025年）1月1日～12月31日」の1年間の実績をご記入ください。
ただし、この期間での把握が困難な場合は、令和7年の月を最も多く含む決算期・事業年度
（例：令和7年度＝令和7年4月～令和8年3月など）の1年間の実績でご回答いただけます。

◆ 依頼文裏面に記載された品目以外にも生産している調査対象品目がある場合

Excel 調査票の『品目例示』シートを参照の上、該当する品目コード（3桁）を①欄に入力して追記してください（品目名が自動表示されます）。

◆ 依頼文裏面に記載された品目を生産していない場合

「④自工場生産額」に「0（ゼロ）」をご記入ください。

◆ 単純に一つの欄に記入できない場合（同一品目で型違い等で区別している場合等）

同一の「品目コード」を用いて、それぞれ別の欄に分けて金額をご入力ください。

◆ 生産品目が多数あり5品目欄に入りきらない場合：

Excel 調査票の「調査票」シートをコピーして「品目6」以降を追加してご入力ください。

III 調査項目別の注意事項

貴事業所で生産された製品について、依頼文裏面に印字されている「品目名」および「品目コード（3桁）」毎に、Excel 調査票別シート『品目例示』を参考にまとめてご回答ください。

金額は原則として「工場出荷価格（消費税抜き）」でご記入ください。

🔑 重要：「工場出荷価格」とは

- 金額の評価は、原則として「消費税抜き」の「自工場出荷時点の価格」で行います。
- 各種控除項目：
 - ① 消費税・地方消費税：除外してください。
 - ② 内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税等）：除外した工場出荷本体価格で評価します。
 - ③ 運賃・積込料・保管料等の直接販売諸掛：自工場から運送会社へ支払う運賃等は除外します。
 - ④ 小売マージン（直営店舗販売分）：自社直営店で一般消費者に販売した分は、店頭小売価格ではなく「平均工場出荷価格」に換算して計上します。

※ 工場出荷価格が難しい場合は、調査票右下の備考欄に、記載していただいた方法（例：加工賃、内国消費税抜き等）を記入してください。

1 調査票（Excel）各入力項目（①～⑩）の詳細解説

調査項目	注意事項（○その項目に含む / ×その項目から除外）
① 品目コード	依頼文裏面に記載された3桁の品目コードをご入力ください。 入力すると②品目名が自動表示されます。
② 品目名	①品目コードの入力により自動表示されます（手入力不要）。 ※対象品目の具体的な製品例は、「品目例示」にてご確認ください。
③ 消費税の扱い	原則として「1. 抜き」を選択してください。（税込みで回答せざるを得ない場合は「2. 込み」を選択し、備考欄に理由を記入）。
④ 自工場生産額	「自工場生産額 = 生産数量 × <u>工場出荷価格（消費税除く）</u>」 令和7年中（1月～12月）に貴事業所で新たに生産した年間の生産額を記入します。自工場内で消費した分（⑤）も含めます。 ○ 含まれるもの：他事業者から受託して生産したもの（品目一覧に「（賃加工）」と記載のある品目に限ります。その場合は、数量×加工賃、または受入加工賃収入金額を記入します。 ※詳細は「Ⅲ－2（2）賃加工事業所」を参照 × 含まれないもの：他事業者へ委託して生産させた外注委託品（実際に製造した受託者側で計上するため、貴事業所では除外）。 【重要】前年以前（令和6年以前）の繰越在庫を取り崩して出荷した分は除外してください。「⑤+⑥+⑦ ≤ ④ 自工場生産額」 ※ 当期末の在庫増がある場合、④は⑤～⑦の合計より大きくなります。 ※ 繰越在庫の出荷額は除外するため、⑤～⑦の合計が④を超えることはありません。 ※出荷額計が生産額を超えている場合は、過去の繰越在庫出荷分が含まれていないか確認をお願いいたします。
⑤ うち自工場消費額	「自工場消費額 = 消費数量 × <u>工場出荷価格（消費税除く）</u>」 上記④生産額のうち、貴事業所内で生産している他の製品の原材料や研究開発用等として自工場内で消費した金額を記入します。 ○ 含まれるもの：自工場で生産し、出荷せずに自工場で他製品の原材料となる中間製品。 × 含まれないもの：他工場から受入・購入した原材料、他工場に出荷した原材料。

⑥ うち輸出向け出荷額	「輸出向け出荷額 = 輸出数量 × <u>工場出荷価格</u> （消費税除く）」 上記④生産額のうち、貴事業所から直接海外へ輸出したもの、または国内の輸出商社・通関業者等を通じて海外向けに販売した金額を記入します。
⑦ うち国内向け出荷額	「国内向け出荷額 = 出荷数量 × <u>工場出荷価格</u> （消費税除く）」 上記④生産額のうち、国内向けに出荷した全金額を記入します（＝④生産額 - ⑥輸出向け）。 ○ 含まれるもの：同一企業内の他工場や他事業所へ原材料として出荷・転送したもの（その場合は市価換算）。
⑧ 国内向け出荷先 構成比	⑨「うち沖縄県内向け」と⑩「うち沖縄県外向け」の合計（100.0%）が自動計算されます（入力不要）。
⑨ うち沖縄県内向け ⑩ うち沖縄県外向け	上記⑦「国内向け出荷額」が、最終的に「沖縄県内」と「沖縄県外（本土他県）」のどちらの地域の企業や消費者に消費（出荷）されたかを、合計が100.0%となるよう小数点以下1桁まで記入します。 【重要】出荷先とは、卸・小売業者等の仲介業者の所在地ではなく、製品の「 最終消費（出荷）先 」となります（参照：Ⅳ 出荷先（沖縄県内・沖縄県外）とは）。

2 特殊な取引形態

- (1) 仕入商品（転売品）の「そのまま」出荷除外（仕入販売の扱い）：他事業所や他社から受け入れた製品で、貴事業所で加工を行わずに「そのまま」出荷・販売したものは**対象外**（0円）となります。

※ 重要

- ◆ 「他事業所や他社」の範囲：関連の本社、支社、同一企業内の別工場、元請・下請事業所等を含みます（社内・グループ内の別拠点からの受入も含みます）。
- ◆ 「そのまま」の範囲：検査・選別・洗浄・単なる包装・小分け・充てんなど、販売に伴う軽度の作業にとどまる場合も「そのまま出荷」と見なし、**対象外**となります。
- ◆ 例外規定（**対象となる製造行為**）：ただし、「食料品の真空包装」および「医薬品の小分け」を行った場合は製造行為と見なし、本調査の**対象**（自工場生産額に計上）となります。

- (2) 賃加工事業所（受託生産）の扱い：他事業所から原材料の提供を受けて製造・加工のみを行い加工賃を受け取る事業所（受託生産）も**対象**となります。

※ 重要：数量×加工賃、または受入加工賃収入金額を「④自工場生産額」に計上します。

ただし、「品目一覧」や「品目例示」に「（賃加工）」と記載された品目に限られます。

- (3) 自社直営店舗での販売分：「⑤自工場消費額」ではなく「⑦国内向け出荷額」に含めます。評価額は店頭小売価格（マージン込）ではなく「平均工場出荷価格」に換算して算出します。

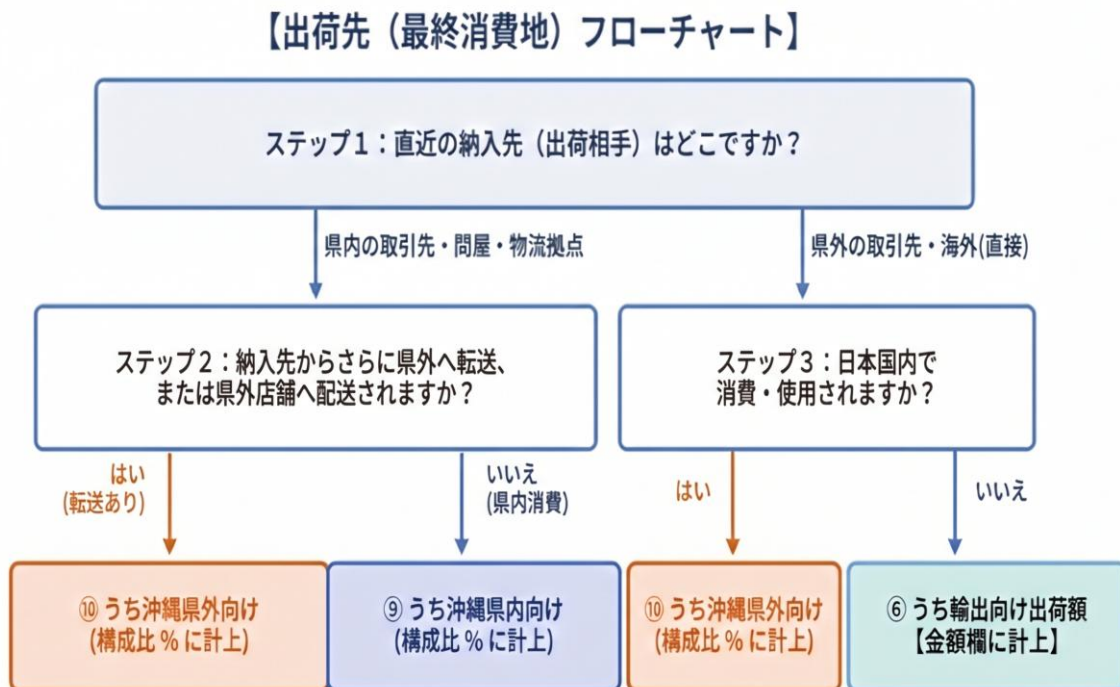
- (4) 自家消費（自工場内での原材料消費）：自工場で他製品の原料や試験研究用に消費した分は「⑤うち自工場消費額」に計上します（評価は製造原価または平均出荷価格）。
- (5) 同一企業内の他工場・他事業所への転送：自社の別工場や他県の営業所へ原材料として転送・出荷した分は「⑦国内向け出荷額」に含め、最終消費地（転送先工場の所在地等）に応じて県内・県外へ分類します。
- (6) 備考記入欄の活用（特記事項の記載）：休業中、操業準備中、操業開始後未出荷等の特記事項がある場合は備考欄にご記入ください。また、工場出荷価格（消費税除く）で評価できない場合は、実際に採用した評価方法（例：酒税等抜き、市価換算、加工賃等）を必ず備考欄にご明記ください。

IV 出荷先（沖縄県内・沖縄県外）とは

1 出荷先（最終消費地）とは

「出荷先（最終消費地）」とは、貴事業所から直接製品を出荷・配送した納入先（卸・小売業者・物流センター・問屋等の仲介業者）の所在地ではなく、「その製品を購入して最終的に消費・使用・加工する事業者や個人消費者が所在する場所」を指します。（再掲）

2 出荷先（最終消費地）フローチャート



3 製品の性質・形態に応じた最終消費地の考え方

◆ 貴事業所の製品が「部分品・中間製品（次工程に組み込まれるもの）」の場合

同製品を原材料・パーツとして用いて、次工程の生産・製造活動を行う工場や事業所が所在する地域（沖縄県内 / 沖縄県外）を記入します。

◆ 貴事業所の製品が「最終製品（それ以上加工されない完成品）」の場合

同製品を購入して、実際に使用・消費する企業、または一般消費者が所在する地域（沖縄県内 / 沖縄県外）を記入します。

◆ 貴事業所が「受託生産（賃加工品目）」を行っている場合

① 発注事業所がその製品に対し、さらに加工等を加える場合

⇒ 発注事業所（次加工工場）が所在する地域（沖縄県内 / 沖縄県外）を記入します。

② 発注事業所は加工等を行わず、保管・転送のみで各地の事業所へ「そのまま」出荷する場合

⇒ 最終的に製品が納品・配送される各地域の事業所の所在地（沖縄県内 / 沖縄県外）を記入します。

※「そのまま」の定義については、仕入商品（転売品）の「そのまま」出荷除外（仕入販売の扱い）を参照

※貴事業所で把握が困難な場合は、お手数ですが発注事業所に照会を行って割合をご記入ください。

※どうしても把握できない場合には、記入者の経験に基づき可能な範囲で消費先を推計して記入してください。

4 問屋・配送センター・商社等を経由する場合（事例）

(1) 事例1

県内の問屋・物流センターへ納入したが、最終的に県外（本土）へ転送・配送される場合

⇒ 回答：⑩ うち沖縄県外向け

理由：納入場所が県内であっても、最終消費地が本土他県であれば「県外向け」となります。

(2) 事例2

県外（東京等）の商社・本社に納入したが、その商社を通じて沖縄県内の事業所で消費される場合

⇒ 回答：⑨ うち沖縄県内向け

理由：請求・納入の相手が県外であっても、最終的に製品が届き消費される場所が県内であれば「県内向け」となります。

(3) 事例3

県内卸売業者へ納入しており、問屋側で県内販売と県外出荷が混在している場合

⇒ 回答：推計割合による按分（例：⑨県内 80%、⑩県外 20%）

理由：問屋へのヒアリングや過去の出荷動向から概算割合を算出し、パーセントで按分記入してください。

V よくあるご質問（FAQ）

ご 質 問（Q）	回 答（A）
Q1 令和7年（1～12月）の実績ではなく、事業年度（決算期）で回答してもよいですか？	はい、回答可能です。令和7年1～12月の1年間の実績算出が困難な場合は、令和7年の月を最も多く含む決算期・事業年度（例：令和7年度＝R7.4～R8.3など）の1年間実績でご回答いただけます。  参照元：Ⅱ 調査票記入上の一般的な注意事項
Q2 生産品目が多数あり、調査票の記入欄（5品目分）に入りません。	Excel 調査票の場合は、「調査票」シートをコピー・複製して、品目6以降を追加してご入力ください。電子申請システムで添付送信するか、印刷してご提出いただけます。  参照元：Ⅱ 調査票記入上の一般的な注意事項
Q3 年度途中で工場移転や休業があり、製造を行っていない期間がある場合はどう記入しますか？	令和7年中実際に製造を行っていた期間の実績をご記入いただき、調査票の備考欄に「令和7年〇月〇日より工場移転（または休業）のため製造停止」等の旨をご明記ください。  参照元：Ⅲ 2 特殊な取引形態(6)「備考記入欄の活用」
Q4 「工場出荷価格」とはどのような価格ですか？（消費税や運賃の扱い）	店頭価格ではなく、貴事業所から出荷する際の「消費税抜き」の本体価格です。消費税・地方消費税、酒税等の内国消費税、自工場から運送会社等へ直接支払った運賃・積込料等は必ず除外してください。  参照元：Ⅲ 調査項目別の注意事項、1 調査票（Excel）各入力項目（①～⑩）の詳細解説（④ ⑤ ⑥ ⑦）
Q5 他事業所から購入（仕入）した商品を、自社で加工せずにそのまま販売（転売）した分は対象に含まれますか？	対象外です。自工場で製造・加工を行わずに仕入れてそのまま出荷した商品（転売品）はすべて除外してください。 なお、単なる検査・選別・洗浄・小分け・充てん・簡易な包装等の軽微な作業にとどまる場合も「そのまま出荷」となり対象外です。 <u>（※例外として「食料品の真空包装」および「医薬品の小分け」を行った場合のみ、製造行為とみなして対象に含めます。）</u>  参照元：Ⅲ 2 特殊な取引形態
Q6 「賃加工」品目と、「賃加工を除く」品目はどのように区別しますか？	原材料の調達方法および取引形態（加工賃受領の有無）により、以下のように区別しています。 ■「賃加工を除く」：（通常製造） 自社で原材料を調達して製造している場合 ⇒ 生産数量 × 工場出荷価格（消費税除く） で記入 ■「賃加工」：（受託生産） 他事業者から原材料の提供を受けて製造・加工のみを行い加工賃を受け

ご 質 問 (Q)	回 答 (A)
	取る場合（※品目一覧表に「（賃加工）」とある専用品目に限ります） ⇒ 生産数量 × 加工賃（または受入加工賃収入金額）で記入 🔗 参照元：Ⅲ 1 調査票（Excel）各入力項目（①～⑩）の詳細解説④、 2 特殊な取引形態(2)「賃加工事業所（受託生産）の扱い」
Q7 前年以前（令和6年以前）から保管していた繰越在庫を取り崩して出荷した分は含めますか？	含めないでください。本調査は令和7年中（1～12月）に「新たに生産された製品」が対象です。「⑤自工場消費＋⑥輸出＋⑦国内出荷 ≤ ④自工場生産額」となりますので、出荷額合計が生産額を超える場合は繰越在庫が含まれていないか再確認をお願いします。 🔗 参照元：Ⅲ 1 調査票（Excel）各入力項目（①～⑩）の詳細解説④
Q8 自社の直営店舗で一般消費者に販売した分と、他社へ卸した分がある場合の記入方法は？	自工場生産額には両方の合計を記入します。直営店販売分は「⑤自工場消費額」ではなく「⑦国内向け出荷額」に含め、価格は店頭価格ではなく、店舗の販売利益分を差し引いた平均工場出荷価格で評価します。出荷先は「⑨うち沖縄県内向け」に計上してください。 🔗 参照元：Ⅲ 1 調査票（Excel）各入力項目（①～⑩）の詳細解説（④⑦）、2 特殊な取引形態(3)「自社直営店舗での販売分」
Q9 社内消費（自家消費）のみで実際の販売実績がなく、出荷価格が分からない場合は？	同一製品でわずかでも社外出荷実績があればその平均工場出荷単価を適用します。社外出荷が全くない場合は、同等品の市場価格（市価換算）または製造原価で評価し、備考欄に算定方法を明記してください。 🔗 参照元：Ⅲ 1 調査票（Excel）各入力項目（①～⑩）の詳細解説（⑤うち自工場消費額）、2 特殊な取引形態(4)「自家消費」
Q10 「出荷先（最終消費地）」とは何を指しますか？（納品先の問屋の所在地ですか？）	直近の納品先（問屋・配送センター等）の所在地ではなく、「その製品が最終的に消費・使用・加工される場所」を指します。 🔗 参照元：Ⅳ 1 出荷先（最終消費地）とは、2 出荷先（最終消費地）フローチャート
Q11 県内の関連会社や問屋に納品し、その後関連会社から他県（県外）へ出荷されている場合は？	納入先の関連会社・問屋でさらに製造・加工が行われる場合は「⑨うち沖縄県内向け（100.0%）」となります。加工を行わずそのまま県外へ転送・出荷される場合は「⑩うち沖縄県外向け」となります。 🔗 参照元：Ⅳ 3 製品の性質・形態に応じた最終消費地の考え方、4 問屋・配送センター・商社等を経由する場合（事例）1
Q12 配送センター等へ一括納入しており、その先の県内・県外構成比が出せません。	可能であれば納入先問屋や営業部門へご照会をお願いします。照会が困難な場合でも、ご担当者様の過去の取引経験や出荷動向に基づく推計割合（例：県内 80.0%、県外 20.0%）でご記入いただいて差し支えありません。 🔗 参照元：Ⅳ 3 製品の性質・形態に応じた最終消費地の考え方、4 問屋・配送センター・商社等を経由する場合（事例）3